# 甲府市公共施設再配置計画 基本方針編【概要版】

### 1 再配置計画策定の背景と目的

本市では、高度経済成長期において、学校や市営住宅など多くの公共施設を整備し、様々な行政需要に応えるとともに、順次それら施設の 改修等に取り組んできましたが、今後、これら施設の多くが一斉に更新時期を迎え、建物の安全性や機能性を維持するための費用は、ますます 膨大になっていくことが懸念されています。また、人口減少や少子高齢化は避けられない問題であり、これに伴う税収の伸び悩みや義務的経費 の増大等により、財政状況は一段と厳しさを増していく一方で、公共施設に求められるニーズも大きく変化していくことが予測されます。

この状況を背景に、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を把握又は整理し、長期的な視点で公共施設等を総合的かつ計 画的に管理するため、2016(平成 28)年 3 月に「甲府市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)」を策定しました。 甲府市公共施設再配置計画(以下「再配置計画」という。)は、総合管理計画の考え方に基づき、公共施設の利用状況や運営状況。 費用の状況、地理的条件、まちづくりの視点等による施設評価により再配置の方向づけを行い、持続可能な行財政運営に向けた公共施設 等マネジメントを推進していくための取組みを明らかにすることを目的として策定するものです。

### 2 再配置計画の概要

再配置計画は、再配置に向けた基本的な考え方となる「基本方針編」と、再配置の方向性(検討すべき内容)を示した「実施計画編 で構成し、「実施計画編」には、今後の取組みにおいて先導的な役割を果たす「モデルプラン」を掲載します。

### 【計画期間】

### 【対象施設】 次に示す 13 分類、308 施設。

# 30 年間

2016(H28)年度~2045(R27)年度まで

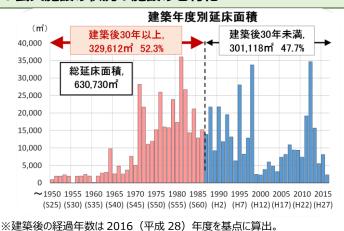
- (1)市民文化系施設 (2)社会教育系施設 (3)スポーツ・レクリエーション系施設
- (4)産業系施設 (5)学校教育系施設 (6)子育て支援施設 (7)保健・福祉施設
- (8)医療施設 (9)行政系施設 (10)公営住宅 (11)公園 (12)供給処理施設 (13)その他

## 3 公共施設を取り巻く現状及び課題

### ● 人口動向: 人口減少や少子高齢化の進行



#### ●公共施設の状況:施設の老朽化



#### ●財政状況:義務的経費の増加



### 4 公共施設の再配置に関する基本的な方針

#### 【再配置に関する基本的な考え方】

本市の公共施設を取り巻く現状及び課題を踏 まえ、再配置計画の基本的な考え方として、基本 理念(どのような姿を目指して)、基本方針(何 をすべきか) 及び目標(どの程度まで実施する か)を定めました。



### (1)基本理念

本市では、次の基本理念を掲げ、公共施設を経営するという新たな発想へ転換を図りながら、施設総量の適正化と財政負担の軽減 に向けた取組みを着実に実施していきます。

## 次の世代に負担をかけず、安心して快適に利用できる施設に再配置する

### (2)基本方針

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本方針(何をすべきか)を定めます。

### |適切なサービスを維持し、施設総量を適正化する

社会情勢等の変化や市の将来を見据え、公共施設全体での施設総量を抑制するとともに、建物重視からサービス重視への発想転 換によって、施設総量の適正化を図ります。

## 公共施設の安全を確保し、既存施設を最大限活用する

公共施設の老朽化や市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の安全と利便性を確保し、適切な維持管理を実施していくことで、施設の 長寿命化を図ります。

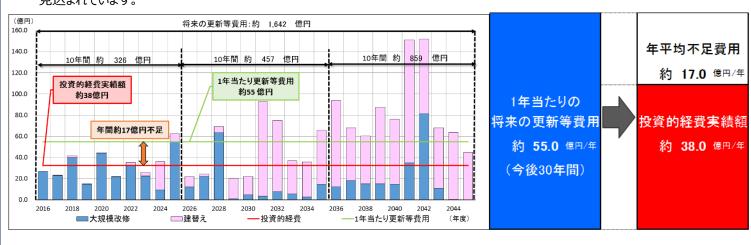
## 基本方針3 市民や民間事業者と連携し、効率的・効果的な管理運営を実施する

公共施設全体を貴重な経営資源と捉え、低未利用施設の利活用を推進するとともに、市民や民間事業者等との連携によって効率 的かつ効果的な施設整備及び管理運営を図ります。

## (3)目標

#### ① 公共施設の更新等費用の見通し

総合管理計画の試算では、2045(令和 27)年度までに必要となる公共施設の更新等費用の総額は、約 1,642 億円(1 年 あたり約55億円)となり、現状の投資的経費実績額(1年あたり約38億円)と比較した場合、年間約17億円が不足することが 見込まれています。



### ② 財源不足を補うために必要となる面積削減量

総合管理計画では、公共施設に係る将来の更新等費用を、投資的経費実績額(38 億円)以内に収めるため、公共施設全体の延床面積(約 630,730 ㎡)の約 31%(195,526 ㎡)を削減することを目標に掲げています。

なお、この目標値は、今後 30 年間の再配置に向けた取組みの目安として設定しているものであり、今後の社会情勢の変化、財政状況、人口動向等に応じて適宜見直しを行います。

### 約 17.0 億円(不足額)÷約 55.0 億円(更新等費用)×100 ≒ 31%

#### 【目標達成に向けた視点】

### 視点1:施設総量の適正化

適切なサービスを維持し、集約化、複合 化及び類似機能の統合等の手法によって 施設総量の適正化を図ります。

#### 視点2:施設の長寿命化

公共施設の安心と安全を確保し、既存施設を最大限活用することで、更新等費用の抑制と平準化を図ります。

#### 視点3:効率的な施設運営

市民との協働、民間事業者との連携等により、施設サービスの質の向上及び管理運営の効率化とコストの最適化を図ります。

#### 【目標達成のイメージ】 現在の公共施設 施設総量の適正化 延床面積 設 削減 見直すべき施設 の 長寿命 新設する公共権限 安心と安全の確保 耐震化等災害に備える 今後も保有し 機能の確保 率 的な施 続ける施設 既存の公共施設 コストの 最商化 設 機能の充実と見直し 運 市民ニーズに対応 営 個々の施設毎に管理 一元的なマネジメント 人口構造等の変化に伴う

新たな市民ニーズ

まちづくりの視点

### 5 再配置に向けた取組方策

## 基本方針1:適切なサービスを維持し、施設総量を適正化する

これまでの「サービス = 建物」という考え方から、「建物」に依存せずに、「サービス」を重視する考え方へ発想の転換を図り、必要な施設規模とサービスを見極めながら、施設の集約化や複合化及び広域連携等の取組みにより、施設総量の適正化を推進します。

#### 〈取組方策〉

①公共施設全体の状況把握 ②サービスの適正化 ③施設総量の適正化 ④集約化及び複合化等の推進

⑤県や周辺市町との広域連携の推進 ⑥まちづくりを見据えた施設配置の推進

## 基本方針2:公共施設の安全を確保し、既存施設を最大限活用する

限られた財源の中で各施設の安全性と快適性を確保していくため、予防保全の考え方に基づいた施設点検と、点検結果を踏まえた改修や修繕を計画的に実施するなどの長寿命化に向けた取組みを強化し、既存施設を最大限活用することを推進します。

#### 〈取組方策〉

①予防保全の推進 ②リスクの最小化 ③長寿命化の推進 ④ユニバーサルデザインの推進

## 基本方針3:市民や民間事業者と連携し、効率的・効果的な管理運営を実施する

市民や民間事業者等との連携強化を図り、市民との協働や、民間事業者の技術やノウハウを最大限に活用することによって、効率的かつ効果的な施設運営を推進します。

#### 〈取組方策〉

- ①経営の視点に立った行財政運営の推進 ②効率的な管理運営の推進 ③民間施設等の活用
- ④新たな事業手法の推進 ⑤自主財源の確保 ⑥市民や民間事業者等との情報共有

### 6 公共施設等マネジメントの推進

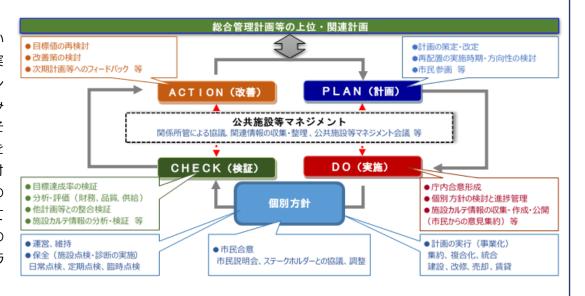
### (1)推進体制の強化

2014 (平成 26) 年5月に設置した「甲府市公共施設等マネジメント会議」を、公共施設等の総合調整機関へ位置づけるとともに、2017 (平成 29) 年4月に設置した「甲府市資産利活用推進委員会」において、土地の利活用等を含めた総合的かつ戦略的な経営活動を強化、加速させていきます。

#### 公共施設等マネジメント会議(全庁的な合議) 公共施設等マネシメントの推進 〇公共施設等の統括管理及び総合調整 ○土地・建物の利活用に関する事項 ○計画内容の協議、承認及び進捗管理 等 報件 甲府市資產利活用推進委員会 マネジメント専任部署(財産活用課) 指示 ・公共施設等の管理・運営の総括(計画の策定、見直し、進捗管理 ○低未利用資産の選定 ○個別方針の審議 等 情報の一元化 提案 提案 報告 関係所管理との連携 等 個別方針 (アクションブラン) 連携 要請 連携 個別方針(素案)の作成 建築営繕 甲府市資産利活用推進委員会(幹事会) 個別方針(素案)の検討 情報公開 意見·要望·提案 提案 検討 議会 市民 各種団体 民間事業者 サービス提供

### (2) 進行管理等

本計画を確実に推進していくためには、計画策定後に実行される個別方針(アクションプラン)の策定や各種取組みの状況を把握及び評価し、そこで得られた成果や課題等を検証しながら、改善策を検討するとともに、継続的な計画の見直しによって実効性を高めていく必要があることから、右図のPDCAサイクルにより、スパイラルアップを図ります。



## (3)個別方針(アクションプラン)の策定

再配置は、更新費用等の削減のためだけに行うものではなく、各施設で提供するサービスの質や効率性、建物の安全性や快適性等の 向上を目的に実施するものです。総合管理計画及び再配置計画に基づく事業の実施にあたっては、個別施設ごとの具体な対応方針を 定めた、個別方針(アクションプラン)を策定します。

## (4) 市民等との合意形成

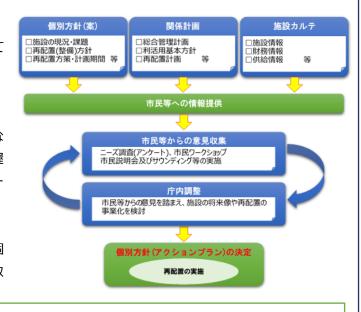
公共施設は、市民の財産であることから、各施設の再配置にあたっては、まちづくりやコミュニティづくりの視点を取り入れながら、市民をはじめ、 各種団体や民間事業者と協働しながら検討していくことが必要です。

#### ①市民意見等を踏まえた検討

個別方針(アクションプラン)の検討においては、庁内横断的な調整に加え、各施設に必要な機能やサービス等の市民ニーズを把握するため、関係者との調整(協議)を行うほか、市民説明会やワークショップ等、多様な市民参画の機会を設けながら進めます。

#### ②民間事業者等との連携

施設の民間移管や PPP/PFI 導入等の官民連携においては、個別方針案を策定する段階から関係事業者に意見を聴取しながら取組みを進め、事業参画への拡大に努めます。



〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18番1号 甲府市 総務部 契約管財室 財産活用課 IEL 055-237-5326(直通)